

報告第 2 号

石川中央都市圏地域公共交通協議会規約の改正について

石川中央都市圏地域公共交通協議会規約の改正

〔改正理由〕

組織改編等に伴う見直し

〔改正内容〕

第 4 条（組織）関係 別表 1 の改正

石川中央都市圏地域公共交通協議会規約 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">石川中央都市圏地域公共交通協議会規約</p> <p>(目的)            第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的として、石川中央都市圏地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事務所)            第2条 協議会は、事務所を金沢市広坂1丁目1番1号に置く。</p> <p>(事業)            第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。            (1) 交通計画の策定及び変更に係る協議に関すること。            (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。            (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。            (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(組織)            第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。            2 協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。            (会長及び副会長)            第5条 会長は委員の互選により定める。            2 副会長は、第4条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、会長が指名する。            3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。            4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</p> <p>(委員の任期)            第6条 委員の任期は、次のとおりとする。            (1) 別表1に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p>	<p style="text-align: center;">石川中央都市圏地域公共交通協議会規約</p> <p>(目的)            第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的として、石川中央都市圏地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>(事務所)            第2条 協議会は、事務所を金沢市広坂1丁目1番1号に置く。</p> <p>(事業)            第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。            (1) 交通計画の策定及び変更に係る協議に関すること。            (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。            (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。            (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>(組織)            第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。            2 協議会に、会長1名及び副会長1名を置く。            (会長及び副会長)            第5条 会長は委員の互選により定める。            2 副会長は、第4条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、会長が指名する。            3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。            4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。</p> <p>(委員の任期)            第6条 委員の任期は、次のとおりとする。            (1) 別表1に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。</p>

(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は会長の決するところによる。ただし、事業実施に係る議案については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、金沢市都市政策局交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長を置き、金沢市都市政策局交通政策課長をもって

(2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は会長の決するところによる。ただし、事業実施に係る議案については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、金沢市都市政策局交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長を置き、金沢市都市政策局交通政策課長をもって

充てる。

4 事務局員は、金沢市都市政策局交通政策課職員をもって充てる。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。

(監査)

第13条 協議会に監査委員2名を置く。

2 監査委員は、会長が協議会の委員の中から選任する。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和6年7月1日から施行する。

充てる。

4 事務局員は、金沢市都市政策局交通政策課職員をもって充てる。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより補助金、負担金及びその他の収入により負担するものとする。

(監査)

第13条 協議会に監査委員2名を置く。

2 監査委員は、会長が協議会の委員の中から選任する。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年2月15日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(別表1)

区分	委員
学識経験者	
国	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長
	国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長
	国土交通省 北陸信越運輸局 石川運輸支局長
県	<b>石川県 企画振興部 交通総合対策監</b>
	石川県 土木部 次長
	石川県 警察本部 交通部 首席参事官
市町	金沢市長が指名する者
	白山市長が指名する者
	かほく市長が指名する者
	野々市市長が指名する者
	津幡町長が指名する者
	内灘町長が指名する者
交通事業者等	一般社団法人石川県タクシー協会 会長
	<b>西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 交通企画室長</b>
	IRいしかわ鉄道株式会社 総務企画部長
	北陸鉄道株式会社 鉄道部長
	北陸鉄道株式会社 公益社団法人石川県バス協会の 役員を兼ねる者
西日本ジェイアールバス株式会社 北陸支店長	
労働組合	石川県私鉄バス労働組合協議会 議長
住民団体等	金沢市町会連合会が推薦する者
	白山市地域公共交通協議会が推薦する者
	かほく市女性協議会が推薦する者
	野々市市地域公共交通協議会が推薦する者
	津幡町区長会が推薦する者
	内灘町女性協議会が推薦する者
経済団体	石川県商工会議所連合会が推薦する者
	石川県商工会連合会が推薦する者

(別表1)

区分	委員
学識経験者	
国	国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所長
	国土交通省 北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課長
	国土交通省 北陸信越運輸局 石川運輸支局長
県	<b>石川県 企画振興部 新幹線・交通対策監</b>
	石川県 土木部 次長
	石川県 警察本部 交通部 首席参事官
市町	金沢市長が指名する者
	白山市長が指名する者
	かほく市長が指名する者
	野々市市長が指名する者
	津幡町長が指名する者
	内灘町長が指名する者
交通事業者等	一般社団法人石川県タクシー協会 会長
	<b>西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社 地域共生室 企画課 交通企画室長</b>
	IRいしかわ鉄道株式会社 総務企画部長
	北陸鉄道株式会社 鉄道部長
	北陸鉄道株式会社 公益社団法人石川県バス協会の 役員を兼ねる者
西日本ジェイアールバス株式会社 北陸支店長	
労働組合	石川県私鉄バス労働組合協議会 議長
住民団体等	金沢市町会連合会が推薦する者
	白山市地域公共交通協議会が推薦する者
	かほく市女性協議会が推薦する者
	野々市市地域公共交通協議会が推薦する者
	津幡町区長会が推薦する者
	内灘町女性協議会が推薦する者
経済団体	石川県商工会議所連合会が推薦する者
	石川県商工会連合会が推薦する者